

水戸市農業委員会だより

令和4年10月発行

第197号

発行所

水戸市農業委員会事務局

水戸市中央1丁目4番1号

☎224-1111(内線6422)

年4回発行



ネギを丸かじりする園部さん(写真左)と田中さん(写真右)

田中さんは、インターネット上で、月の活動報告に加え、『柔甘ネギ』などを使ったレシピを公開しています。レシピは、田中さんは、インターネット上で、月の活動報告に加え、『柔甘ネギ』などを使ったレシピを公開しています。

まだ暑さの残る8月24日(水)、田中貴史さんは、水戸市藤井町の畑でネギの収穫作業の真っ最中でした。

田中さんは、地域おこし協力隊として、飯富地区の園部潤一さんのもとで、ネギ栽培について日々研修を受けています。

様々な経験をもつ田中さんは、その経験から「過去に自分を支えてくれた仲間と、お店を開きたい」という夢を持ったことがきっかけとなり、農業に関わることを決めたそうです。

就農を目指して
地域おこし協力隊 田中 貴史さん

中さん自身で考案しており、日々の生活や研修先での会話の中からヒントをもらってレシピが完成するそうです。

協力隊の活動としては、最終年の三年目を迎えます。「言われて作るのとは自分の畑で作るのは全然違う」と、農業の厳しさを実感しながらも、最終年は、病気や虫にやられていない、綺麗なネギを作ることが目標だそうです。

田中さんは、「地域に埋もれている財産の発掘とPR」をしつつ、「やりたい事を実現しながら定住を目指す」ことが、協力隊の役割だと感じているそうです。

目次

- 就農を目指して ～地域おこし協力隊 田中 貴史さん～ (1頁)
- 農地転用には手続が必要です (2頁)
- 稲わら・籾がらは有効活用を (2頁)
- 農業委員会活動報告 (2頁)
- 農地情報 (2頁)
- 農業に使用する軽油引取税の免税制度について (3頁)
- 個人で市民農園を開設できます (3頁)
- 農地利用意向調査の実施について (4頁)
- イネばか苗病の撲滅にご協力ください! (4頁)
- 委員のひとこと (4頁)

農地転用には手続きが必要です

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であり、かけがえのない資源です。

「農地転用」とは、農地を住宅・店舗・駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地法では、将来にわたり大切な農地を保全するために、農地転用を規制しており、悪質な違反転用者に対しては、罰則規定が設けられています。

※許可無く農地を転用した場合は、3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金

農地転用する場合には、下記のように手続きが必要です。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

都市計画区域区分	手続	受付期間	処理にかかる期間	備考
市街化調整区域	許可	毎月21日から25日 (土・日曜日、祝日を除く)	約4週間	農地の立地・転用目的等によっては許可とならない場合があります。
市街化区域	届出	随時	約1週間	

※農地転用申請に係る事前相談は、随時受付けていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問い合わせ先》農業委員会事務局農地係(☎224-1111 内線6432)

稲わら・籾がらは有効活用を

稲わらや籾がらは、土壌改良のためのすき込みや堆肥としての使用、家畜の飼料・敷料のほか、菜園の被覆資材への活用も注目されています。ぜひ、有効活用をご検討ください。

農業委員会

活動報告 7月～9月

7月

5日(火)

第24回運営委員会

13日(水)

第25回総会

農地利用最適化推進協議会

15・20日

西部・中部地区連絡会

8月

12日(金)

第26回総会

農地利用最適化推進協議会

9月

13日(火)

第27回総会

農地利用最適化推進協議会



農地情報

大字	字	台帳地目	面積(a)	希望
酒門町	道南	畑	6	貸
酒門町	宮付	畑	58	貸
大場町	台	畑	60	売

※価格・賃料は応相談

《お問い合わせ先》農業委員会事務局農政係(☎224-1111 内線6412)

農業に使用する軽油引取税の免税制度について

農業用の機械等を使用する方は、申請により軽油引取税の免税を受けることができます。

【免税の対象となる方】

農業を営む者等

【免税の対象となる機械】

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、籾すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械 等々

※道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートに付けている機械は、免税の対象となりません。

【免税軽油の申請手続き】

(1) 県税事務所へ申請書を提出し、「免税軽油使用者証」・「免税証」の交付を受ける。

(2) 販売店で免税証と引換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入する。

(3) 県税事務所へ購入した数量及び作業実績等を報告する。

【申請に併せて必要な書類】

◎「免税軽油使用者証」

(1) 耕作証明書

(2) 機械の写真、カタログ又は取扱説明書、販売証明書等

(3) 誓約書
(4) 農業の受委託に関する契約書等（受託者の場合）

(5) 手数料400円 等

◎「免税証」

(1) 作付面積内訳書

(2) 新規申請以外の場合

・ 免税軽油使用実績書（農業用）
・ 免税軽油の引取り等に係る報告書 等

【注意いただくこと】

(1) 免税機械の入替、追加、廃止等、使用者証の記載事項に変更があった場合

・ 県税事務所へ使用者証の書替えの手続きをする。

(2) 使用者証及び免税証の紛失

・ 速やかに県税事務所へ届出る。

(3) 使用者証及び免税証の失効
・ 速やかに県税事務所へ返納する。

手続きに不備がある場合は罰則がありますので、ご不明の点は、お早めに県税事務所までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

水戸県税事務所課税第一課

（☎221・4800）

農業委員会事務局

（☎224・1111）

特定農地貸付法による市民農園開設の流れ

（農地を所有している個人が開設する場合）

市へ開設意向の申出

【市民農園の要件】

- ①利用者1人あたりの面積は10アール未満の貸付で、複数の者を対象に一定のルールにより行うこと。
- ②営利を目的としない農作物の栽培であること。
- ③貸付期間が5年を超えないこと。

貸付協定の作成

市と開設者との間で「貸付協定」を結びます。

貸付規程の作成

開設者は市民農園の運営等に関して必要な事項を定めた「貸付規程」を作成します。

農業委員会へ承認申請書提出

農業委員会へ「承認申請」を行います。

農業委員会の承認

内容審査によって承認されれば、開園準備が完了します。

開園



農業者以外の方が、小規模な農地を利用して、レクリエーションとして自家用野菜や花などを育てるための農園を「市民農園」といいます。

市民農園とは

個人でも開設できます

最近、自然志向やコロナ禍を背景に、農業体験に対する関心が高まっています。

また、野菜などの栽培を通して、健康増進や癒しになるだけでなく、子供たちが作業に参加することで食育にもつながる貴重な場となっており、市民農園

を利用する方が増えています。市民農園を開設する方法としては複数の方法がありますが、そのうち、「特定農地貸付法」による開設方法は左記のとおりです。

詳細は、水戸市農産振興課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

水戸市農産振興課

（☎259・2212）

個人で市民農園を開設できます

農地利用意向調査の 実施について

農業委員会では、毎年、農地法の規定に基づき、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、耕作放棄地や遊休農地の発生防止に取り組んでおります。また、その調査結果をもとに、遊休農地の所有者等に対し、将来的な農地利用の意向を確認するための「利用意向調査」を実施しております。

利用意向調査書が届いた方は、今後の利用意向（農地中間管理機構に農地を貸し付けたい」、「耕作を再開したい」、「自ら農地の受け手を探して農地を売りたい」など）を明記の上、必要事項を記入し、提出期限までに回答をお願いいたします。

大切な農地を守るための調査となりますので、ご協力をお願いいたします。

※この調査と入れ違いで、耕作を再開された場合は、ご容赦ください。

《お問い合わせ先》

農業委員会事務局農政係

☎2224・1111

内線6421

イネばか苗病の撲滅にご協力ください！

茨城県農林振興公社穀物改良部

近年、県内の水田でイネばか苗病の発生が問題視されております。

イネばか苗病に侵された稲の苗は、葉色が淡く、徒長苗となるので、簡単に判別できます。

そのままにしておくと枯れてしまうため、病気が無くなったように見えますが、実際は株基に孢子を形成し、風で運ばれた孢子がさらに次の稲を感染させることで、病気が拡大していきます。

稲が枯れることで米の収量が低下してしまいます。以下の点に注意し、適切な防除にご協力をお願いします。

- ①病気に侵されていない種子を確保するため、毎年、種子更新を行いましょう
- ②効果の高い薬剤で種子消毒をしまししょう（モミガードC・DFまたはテクリードCフロアブル等）
- ③苗の段階で発病が認められた場合には、抜き取って焼却処分しまししょう
- ④病気の苗は本田に持ち込まないようにし、育苗箱で抜き取りまししょう
- ⑤自家採種しなければならない場合、病気が出た圃場からの種採りはしないようにしまししょう
- ⑥翌年以降の伝染源とならないよう、作業場や苗箱を清掃・消毒しまししょう

《お問い合わせ先》茨城県県央農林事務所 経営・普及部門(☎227-1521)
(水戸地域農業改良普及センター)

委員のひとこと

稲刈りも終わりを告げる季節となりました。梅雨時期は雨が降らなくて心配していましたが、なんとか水不足にはならなかったようです。

ここ数年、地球温暖化が進み、季節感が薄れたり、線状降水帯の発生により一部の地域で大雨が降ったりするなど、いろいろな災害が発生しています。

さらに、ロシアによるウクライナへの攻撃などの紛争も起きています。この攻撃により、物価の高騰が続いており、農家にとって深刻なのは、肥料、農薬、資材等がこれから先どれくらい上がるか見通せない状況にあることではないでしょうか。

しかし、農作物の販売価格は上がりません。今のままでは、後継者に農業を継いでもらえる状態ではなく、大きな課題だと感じております。

様々な問題がありますが、農地パトロールを通じて、地域の皆様と共に意見を出し合いながら、明るい農業を考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

(農業委員 飛田 信広)

秋の収穫時期を迎え、今年もまた米価が気になる時期。肥料や農薬等の農業資材、農機具の燃料費が値上げしてきております。

先日、農水省策定の『みどりの食料システム戦略』について、農水省茨城県拠点の担当者による概要説明がありました。様々な施策の説明を受けた中で、肥料値上げへの支援策についての言及もありましたが、まだまだ今後に期待、というような印象を受けました。

もう一つの農業政策である『人・農地プラン』についても、我々農家にとっては、今後の農業経営を左右する内容であり、注視する必要があります。

推進委員として、市農政部署と、担い手や認定農業者などの地区経営者の皆様方との協議がスムーズに行える雰囲気作りを目指してまいります。

今後とも、担当地区の農家の皆様と、農業委員会、市農政部署の調整役として頑張っておりますので、よろしく願います。

(推進委員 大津 文隆)